

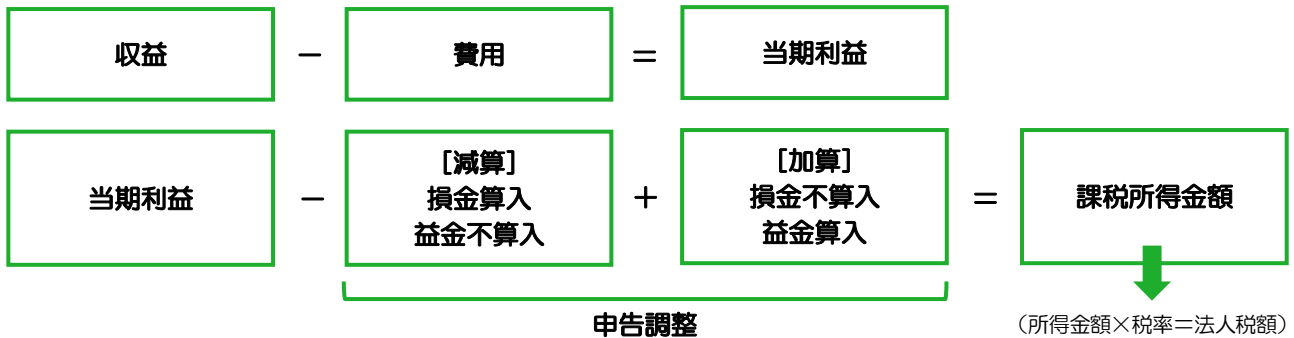


税の優遇措置 (令和8年4月現在)

1. 法人からの寄付金

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて2つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号（P.39参照））を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した（事業団に入金された日の属する）事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

■ 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧（参考）

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人 ^(注1)	$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$ ^(注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等（一般寄付）		$(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{当年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

■ 税負担額の比較（特定公益増進法人&受配者指定寄付金）

【寄付金の損金算入限度額の計算例】

（金額単位：円）

① 特別損金算入限度額

資本金	所得	
(200,000,000 × 0.375% + 20,000,000 × 6.25%) × 50% =		1,000,000

② 一般損金算入限度額

資本金	所得	
(200,000,000 × 0.25% + 20,000,000 × 2.50%) × 25% =		250,000

（注）①、②とも所得の金額は、寄付金支出前の当期の所得金額です。



【法人税の軽減額の計算例】

例えば寄付金を2,000,000円支出した場合

● 特定公益増進法人

		↓ ① 特別損金算入限度額 + ② 一般損金算入限度額	
		1,000,000 + 250,000	
課税所得額	(20,000,000 - 1,250,000) =		18,750,000
法人税額	(18,750,000 × 23.2%) =		4,350,000

（注）特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金の額に含める

● 受配者指定寄付金

		↓ 受配者指定寄付金は全額損金算入	
課税所得額	(20,000,000 - 2,000,000) =		18,000,000
法人税額	(18,000,000 × 23.2%) =		4,176,000

（注）法人税の税率は、簡便化して普通法人の税率で計算しています。

税負担減
△ 174,000円

2. 個人からの寄付金（参考）

受配者指定寄付金では、原則、個人からの寄付金は取り扱いません。

個人が学校法人に寄付をした場合の寄付金控除制度は「所得控除」と「税額控除」の2種類があります。寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なるため、寄付者はより有利な優遇措置を選択することができます。

ただし、寄付者が税制優遇措置を受けるためには、学校法人があらかじめ、所轄庁から“税制優遇の対象法人であること”の証明を受けておく必要がありますので、詳細は、所轄庁にお問い合わせください。

所得控除：「特定公益増進法人」の証明書の写しが必要です。

原則として、すべての学校法人は「特定公益増進法人」の証明を受けることができます。

税額控除：「税額控除対象法人」の証明書の写しが必要です。

証明を受けるためには、寄付実績等の要件を満たす必要があります。